



倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

倉吉市教育委員会

倉吉市教育委員会規則第3号



倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年倉吉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 雑則（第34条—第37条） 附則</p> <p>（生徒指導主事）</p> <p>第19条の4 学校に生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（人権教育主任）</p> <p>第19条の5 略</p> <p>（研修主事）</p> <p>第19条の6 学校に研修主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2 研修主事は、校長の監督を受け、学校における研修及び研究推進に関する事項について、連絡調整及び指導・助言に当たる。</p> <p>3 研修主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>地域学校委員会（第34条—第47条）</u></p> <p>第8章 雑則（第48条—第51条） 附則</p> <p>（生徒指導主事）</p> <p>第19条の4 <u>中学校に、</u>生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（人権教育主任）</p> <p>第19条の5 略</p> <p>第7章 <u>地域学校委員会</u></p> <p>（設置）</p> <p>第34条 <u>教育委員会は、法第47条の5の規定に基づく学校運営協議会として、学校に地域学校委員会を設置する。</u></p> <p>（指定）</p> <p>第35条 <u>地域学校委員会を設置する学校の指定は、教育委員会が行なう。</u></p>

2 指定の期間は、教育委員会が指定を取り消すまでとする。

(委員)

第36条 地域学校委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 地域の住民

(2) 保護者

(3) 学識経験者

(4) 前3号のほか教育委員会が適当と認める者

2 校長は、委員を推薦することができる。

3 委員の定数は、校長と協議のうえ、教育委員会が定める。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

(任期)

第37条 委員の任期は、任命の日から1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第38条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 地域学校委員会及び学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(報酬等)

第39条 委員の報酬及び費用弁償については、支給しない。

(校長の役割)

第40条 校長は、次に掲げる事項について、地域学校委員会に説明し、承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び経営方針

(2) 教育課程の編成に関する基本方針

(3) 予算の編成に関する基本方針

(4) 学校評価の計画及び結果

(5) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により説明した同項各号に掲げる基本方針等に基づき学校運営を行う。

(地域学校委員会の役割)

第41条 地域学校委員会は、校長が説明する前条に掲げる事項について、審議し承認する。

2 地域学校委員会は、学校の求めに応じて、次のような支援体制の整備等を行う。

(1) 学習・生活支援活動

(2) 環境整備

(3) 登下校安全確保

(4) 合同行事の開催

3 地域学校委員会は、学校に対して、地域の次世代育成及び教育力の活性化等地域づくりのための要望を行うことができる。

4 地域学校委員会は、学校が実施している自己評価、保護者及び地域住民からの評価の結果を踏まえて学校関係者評価を行う。

5 地域学校委員会は、地域の次世代育成のため、学校と連携し「教育を考える会」を開催する。

(情報の提供及び説明)

第42条 地域学校委員会は、その活動の状況を校区の住民に説明するとともに、情報の提供に努めるものとする。

(役員)

第43条 地域学校委員会に、役員として会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第44条 会長は、校長と協議のうえ、地域学校委員会の会議を招集し、議事を掌る。

2 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。

3 校長は、会議に出席し、意見を述べ、及び職員を出席させることができる。

(議事)

第45条 地域学校委員会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 地域学校委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 地域学校委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。

(指定の取消し)

第46条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 地域学校委員会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 地域学校委員会としての合意形成が行うことができないと認められる場合

(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定の取消しをしようとする場合において、当該指定学校の校長及び委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

3 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第47条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) その他解任に相当する事由が認められる場合

第7章 雑則

第34条～第37条 略

第8章 雑則

第48条～第51条 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。